

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A中学校（以下「本件学校」という。）に非常勤講師として採用され、音楽の授業を担当し、音楽の授業以外にも吹奏楽部の主担当として生徒の指導に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月以降の疲労の蓄積により、激しい頭痛や吐き気やめまいで倒れることがあり、また、同年〇月下旬になるとストレスから嘔吐が続き、食事がとれず睡眠も2時間以下で急激に痩せ始め、出勤できなくなったことから、同年〇月〇日B医院に受診したところ「うつ病、適応障害」と診断され加療した。

請求人は、本件学校での勤務当初から吹奏楽部の副担当だった支援員によるいじめや指導妨害によって生徒との信頼関係が崩れるなどの出来事により、精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 平成〇年〇月〇日付け労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会作成の意見書によると、請求人は、平成〇年〇月下旬に、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとの意見である。当審査会としても、本件の経緯及び請求人の申述等から、当該意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

ア 認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人が、平成〇年〇月当初から吹奏楽部の副担任である元支援員にい

じめや指導妨害を受けたと主張する出来事は、請求人が同吹奏楽部の主任であったことから、認定基準別表1の「部下とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当すると評価することができる。学校関係者の申述からは、請求人と元支援員との間で、日常的に業務をめぐる方針等における考え方の違いから意見が衝突することがあったことが認められる。こうした意見衝突は大きなトラブルと言えるほどのものではなかったが、同年〇月〇日、指導の行き違いで元支援員とトラブルになり、請求人、元支援員及びC元教頭の3者で話をしていることからみて、少なくとも同日、業務をめぐる方針等において周囲からも客観的に認識されるような対立があった事実は認められる。

したがって、当審査会は、当該出来事の心理的負荷の総合評価を「中」と判断する。

(イ) 労働時間について、請求人は、〇期間中（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで）は保護者からのクレームを受け、午前中を勉強の時間に変更したが、その勉強の指導を午前8時から12時まで行っていたため、当該期間、さらに4時間を監督署長の認定した労働時間に加えるべきである旨主張するも、一件記録上これを裏付ける事実は確認できず、また請求人も自らの主張を裏付ける資料を提出していないため、請求人の当該主張を採用することはできない。

したがって、請求人の時間外労働時間数のうち、最大のものは、監督署長が認定した発病前4か月目の67時間45分となり、請求人には恒常的な長時間労働は認められない。

(4) 以上を総合すると、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」となり、「強」に至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。